

待遇格差に関する取組みについて

制度概要

働き方改革関連法に基づき、企業は正社員・契約社員・パートタイム労働者・派遣労働者など、雇用形態の異なる労働者間で **不合理な待遇差を設けることが禁止**されています。

対象となる待遇には、基本給、賞与、各種手当、福利厚生、教育訓練、安全衛生に関する待遇などが含まれます。

企業は、労働者から求めがあった場合、待遇差の内容およびその理由について説明する義務があります。

当社では、法令の趣旨を踏まえ、職務内容や責任の程度に応じた公正な待遇を確保するため、適切な比較・判断を行い、透明性の高い制度運用に努めております。

当社方針

- 関連法令に基づく適正な待遇決定の実施
- 職務内容・責任・経験等を踏まえた公正な処遇
- 派遣先企業様との適切な情報共有体制の構築
- 労働者への説明責任の徹底
- 継続的な制度運用の見直しおよび改善

不合理な待遇差の判断基準

待遇差の有無および合理性は、以下の基準に基づき総合的に判断します。

職務内容

- 担当する業務の内容
- 中核的業務（その職種を代表し、不可欠な業務）を担っているか
- 同一工程であっても、役割や求められる技能が同等かどうか

責任の程度

- 業務遂行に伴う権限の範囲
- 決裁権限の有無・金額
- 管理する部下の人数
- トラブル発生時の対応責任
- 成果に対する期待度

配置転換の範囲

- 転勤・昇進などの人事異動の可能性
- 将来的な役割変更の範囲

その他の事情

- 能力・経験・成果
- 労使慣行
- 労使交渉の経緯
- 個別事情に応じた合理性の検討

当社の取り組み

- 派遣先企業様との比較資料の取得および確認
- 労働者への待遇説明の実施
- 待遇差が生じる場合の合理的理由の明示
- 教育訓練・福利厚生を整備
- 定期的な制度見直しと改善

総括

当社は、働き方改革関連法の趣旨を踏まえ、労働者の待遇改善と派遣先企業様との適切な連携を通じて、公正かつ透明性の高い制度運用に努めております。

今後も法令遵守を徹底し、労働者が安心して働ける環境づくりに取り組んでまいります。

会社情報

| 項目 | 詳細 |
|-------|--------------------------------------|
| 会社名 | 有限会社ジャンル |
| 所在地 | 山梨県韮崎市中島2丁目6番19号 |
| 連絡先 | TEL 0551-22-8376 FAX 0551-22-8317 |
| 取締役社長 | 野島 亮 |